

浜松市管網図等の閲覧に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、管網図等の閲覧の取扱いについて必要な事項を定める。

(管網図)

第2条 この要領において管網図とは、水道管の管理用のものをいい、水道管の使用材料、口径、設置場所、管の布設状況等が記載された図面をいう。

(閲覧)

第3条 閲覧を請求しようとする者は、管網図閲覧申請簿に必要な事項を記載しなければならない。

(閲覧の方法)

第4条 閲覧をする者は、管理者が指定する場所で行わなければならない。

(閲覧者の責務)

第5条 閲覧をした者は、閲覧した内容又は交付された書類に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧簿に記載した目的以外に使用しないこと。
- (2) 閲覧簿に記載した目的以外、他に漏らさないこと。
- (3) 交付された書類を閲覧簿に記載した目的以外に複写、複製しないこと。
- (4) 交付された書類が不要となったときは、速やかに破棄すること。破棄にあたっては、焼却、裁断等により現状回復不可能な状態にすること。

(費用負担)

第6条 管網図等の写しの交付を受ける者の費用負担は、浜松市給水台帳の閲覧等に関する取扱い要綱第6条の規定を準用する。

(注意事項)

第7条 入力作業中又は経年変化等により、現地の状況と整合しない場合があることを了承の上閲覧すること。

(細目)

第7条 個人情報に伴う資料については、「浜松市給水台帳の閲覧等に関する取扱い要綱」に準ずる。

附 則

この要領は、平成16年5月1日から施行する。